

石垣市Uターン支援事業移住支援金支給要件

【対象者】

申請時において、①の要件を満たし、かつ②から⑤のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては⑥の要件を満たす申請者を対象とする。

① 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 市内に存する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在籍していた者

(イ) 過去に継続して1年以上、本市に住民登録があった者

イ 移住元に関する要件 次の(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

ウ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 地域未来交付金の交付決定がされた後であって、沖縄県及び本市において移住支事業の詳細が公表された後に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 石垣市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

エ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者が転入時、39歳以下であること。

(イ) 公務員ではないこと。

(ウ) 申請者及び世帯員が石垣市暴力団排除条例(平成23年石垣市条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員ではなく、又は暴力団員又は反社会的勢力と密接な関係を有する者でないこと。

(エ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永

住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(オ) 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、沖縄県及び本市が認める場合を除く。

(カ) 他に制度の活用や補助金等の決定を受けた者でないこと。

(キ) その他沖縄県又は本市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の**全てに該当**すること。

(ア) 勤務地が本市内に所在すること。

(イ) 就業先が、沖縄県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、沖縄県及び石垣市の判断で対象とすることを可能とする。

(エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の**全てに該当**すること。

(ア) 勤務地が本市内に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 本市でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週 20 時

間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 起業に関する要件

1年以内に沖縄県スタートアップ起業支援金交付要綱に定める起業支援金の交付決定を受けていること。

⑤ 本事業における関係人口に関する要件

本市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、本市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項に該当すること。ア及びイはすべて必須とし、ウからキについてはいずれか該当すること。

ア 市内に存する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在籍していた者

イ 過去に継続して1年以上、本市に住民登録があった者

ウ 農林水産業に就業し、週20時間以上従事している者

エ 市内の事業者等に就業する者で、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であり週20時間以上勤務し、かつ、就業先及び勤務先が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当していないこと。

(ア) 官公庁等

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業又は性的風俗関連特殊営業若しくは接客業務受託営業を行う事業者等。(以下「風俗営業等」と総称する。)

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有している事業所等

オ 家業等に従事する者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上、家業に従事していること。

(イ) 従事する家業が風俗営業等に該当しないこと。

(ウ) 家業を営む者が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していないこと。

カ 事業承継する者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請日までに事業承継が完了していること。

(イ) 事業承継に係る事業が風俗営業等に該当しないこと。

(ウ) 事業承継に係る事業が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と取引等を行わないものであること。

キ 起業する者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 本市で新たに開業し、又は新たに本市へ事業所を移転し営業を開始したこと。

(イ) 風俗営業等に該当しないこと。

(ウ) 起業に係る事業が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と取引等を行わないものであること。

⑥ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、地域未来交付金の交付決定がされた後であって、沖縄県及び石垣市において移住支援金事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

【交付金額】

移住支援金の金額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算する。